

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田口 知明

市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)	
地域名 (地域内農業集落名)	潟野十二峠 (潟野、十二峠)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年 3月11日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基盤整備済地域。
 水稻、そばの作付けが主であり、小面積ではあるが野菜類の作付けも行われている。
 担い手は十分に確保できている。
 課題は、鳥獣被害が絶えないこと。

(2) 地域における農業の将来の在り方

4経営体のうち3経営体は、水稻とそばの作付けをメインとし、残りの1経営体は、水稻とそばの作付けをメインとしつつ、高収益作物であるにんにくの作付けを拡大し、畑地に作付けしているホウレンソウ、サツマイモ、サトイモは面積を維持し継続して栽培する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる農用地の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集積、集団化済み。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地集積、権利移転は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備実施済み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望者、新規参入者については積極的に受け入れし、地域の担い手として育成する。 高収益作物作付け希望者についても積極的に受け入れし、新規作物の導入等を進めたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
新たな作物を導入する際に、JAへ作物栽培指導を依頼する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①熊、猪等が頻繁に目撃される地域であることから市担当課、地元猟友会等と連携し、作物被害防止を図る。
⑦、⑧共同施設(農道、用排水路等)の保全管理は、計画的に地域全体で行う。